いすみ市防災カルタの貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、防災意識は子供から大人への考えの下、全ての災害に対し、市民 全体の防災意識の啓発や高揚を図ることを目的として作成したいすみ市防災カルタ (以下「カルタ」という。)の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。 (貸出対象者)

第2条 貸出しの対象者は、前条の作成目的に賛同し、カルタを適正に管理できる者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、カルタの貸出しを 受けることができない。
  - (1) 営利活動に使用しようとする者
  - (2) 宗教活動又は政治活動に使用しようとする者
  - (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる活動に使用しようとする者
  - (4) その他市長が不適当と認める者

(貸出手続)

第3条 カルタの貸出しを受けようとする者は、あらかじめいすみ市防災カルタ貸出し 利用申込書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(貸出期間及び数量)

第4条 カルタの貸出期間は2週間以内とし、数量は1セットとする。ただし、市長が 必要と認めた場合は、この限りでない。

(譲渡等の禁止)

第5条 カルタを借り受けた者(以下「使用者」という。)は、借り受けたカルタを第 三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損傷又は紛失の届出)

- 第6条 使用者は、カルタを破損し、汚損し又は滅失したときは、速やかにその旨を市 長に届け出なければならない。
- 2 使用者は、自らの責に帰すべき事由によりカルタを破損し、汚損し又は滅失したと きは、生じた損害を賠償しなければならない。

(貸出し及び返却の場所)

第7条 カルタの貸出し及び返却の場所は、いすみ市危機管理課とする。

(使用料)

第8条 カルタの使用料は、無料とする。

(貸出しの中止)

第9条 市長は、この告示の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、カルタの使用を中止させ、及びカルタを返却させることができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、カルタの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。